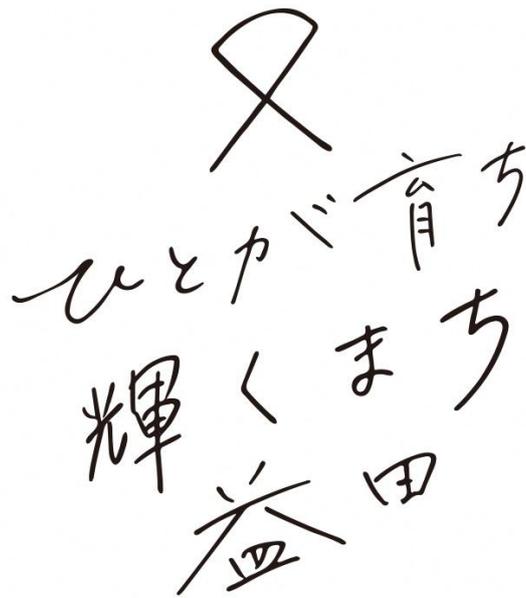


益田市いじめ防止基本方針



令和7年12月改訂版
益 田 市

はじめに

本市では、平成29年に策定した「益田市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ問題への対応を積極的に進めてまいりました。その中で、令和6年度の市内におけるいじめ認知件数は、小・中学校合わせて479件となり、コロナ禍を除き増加傾向にあります。これは、児童生徒、保護者、教職員、そして地域の皆様のいじめ問題に対する意識が高まり、早期発見・迅速な対応の重要性を共有されてきたためでもあると受け止めています。

一方で、この間、この基本方針が十分に学校現場に浸透せず、未然防止や早期対応が不十分なため、被害を受けた児童生徒や保護者が長期間にわたり苦しむ事案も発生しました。こうした課題を踏まえ、益田市いじめ問題対策委員会からの提言や、令和6年8月に改訂された「いじめの重大事態の調査ガイドライン」に対応するため、この度、益田市いじめ防止基本方針を大幅に改訂し、児童生徒、保護者、教職員のみならず、広く市民の皆様に周知することといたしました。

本市は、平成18年に制定した市民憲章において「一人ひとりを大切にし、すべての人の幸せをもとめ思いやりのあるまちをつくりましょう。」と掲げています。この基本方針は、その理念を具体化する重要な指針であり、児童生徒の人権を尊重し、権利を守るための礎となります。

益田市は、この基本方針に基づき、いじめ防止と対策を着実に進め、「ひとが育ち 輝くまち 益田」の実現を目指してまいります。

令和7年（2025年）12月

益田市長 山本浩章

目次

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向について	1
1 「益田市いじめ防止基本方針」策定の目的	1
2 いじめの防止等の対策に関する基本理念	1
3 いじめの定義	1
4 いじめの多様な態様	2
5 いじめの防止等に対する基本的な考え方	2
(1) いじめに対する姿勢	
(2) いじめの未然防止	
(3) いじめの早期発見	
(4) いじめへの対処	
(5) 地域や家庭との連携	
(6) 関係機関との連携	
6 いじめの問題に対する役割	4
(1) 市	
(2) 学校	
(3) 保護者	
(4) 児童生徒	
(5) 地域	
第2章 いじめの問題に対応するために設置する益田市の組織	5
1 益田市いじめ問題対策連絡協議会	5
2 益田市いじめ問題対策委員会	5
第3章 いじめの問題に対応するための学校の方針と組織	5
1 学校いじめ防止基本方針の策定	5
2 学校いじめ対策組織	6
第4章 いじめの防止等の施策といじめへの対処	6
1 いじめの未然防止	6
(1) いじめの防止に関する市の施策	
(2) 学校におけるいじめの防止の基盤	
(3) 学校で推進するいじめの防止の取組	
(4) 特に配慮が必要な児童生徒への対応	
(5) 保護者の責務	

2	いじめの早期発見の取組	8
	(1) いじめの早期発見のための市の施策	
	(2) 学校における早期発見のあり方	
	(3) 学校に求めるいじめの早期発見の取組	
3	いじめへの対処	9
	(1) 学校での対処	
	(2) 保護者の対処	
4	その他の留意事項	10
	(1) 組織的な体制整備	
	(2) 関係機関との連携	
	(3) 法や市基本方針の理解増進等	
第5章	重大事態への対処	11
1	重大事態の意味	11
2	重大事態の報告	12
3	重大事態への対処	12
	(1) 調査の趣旨及び調査主体について	
	(2) 重大事態を調査する組織	
	(3) 調査組織の構成の検討	
	(4) 重大事態の調査内容	
	(5) 事実関係を明確にするための調査の実施	
	(6) 児童生徒及び保護者に対する適切な情報提供	
	(7) 調査結果の報告	
	(8) 調査結果を受けた市長による再調査及び措置	
	(9) いじめを受けた児童生徒のために必要な措置	
	(10) 再発防止の措置	
	(11) 教育委員会から国への報告	
	(12) 重大事態の公表	
4	重大事態対応のフロー図	16
第6章	いじめ防止基本方針の評価と見直し	17
1	益田市いじめ防止基本方針の評価と見直しについて	17
2	学校いじめ防止基本方針の見直しと評価について	17

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向について

1 「益田市いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であるという認識をもち、いじめは絶対に許されないという姿勢で、これまで教育委員会や学校、保護者や地域社会が実施してきた取組を「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）に基づき再構築し、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するために「益田市いじめ防止基本方針」（以下「市基本方針」という。）を策定する。

なお、「市基本方針」は、益田市内小中学校（以下「学校」という。）のみならず、益田市の子どもに係る教育機関や保育施設、放課後児童クラブ、スポーツ少年団等で広く準用されることを目指している。

また、市基本方針は、国の法や方針等の見直しがあった場合など、改正の必要がある場合には、「益田市いじめ問題対策連絡協議会」での検討・審議を経て改正を重ねていく。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、いじめ防止等のための対策は、市、学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

さらには、いじめを受けた児童生徒が、安心して相談できる体制を整備したり、学校内外の相談窓口の周知・広報に努めたりしなければならない。

3 いじめの定義

法第1条において、法の目的が記載されている。

この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

その上で、法第2条第1項において、いじめを次のように定義している。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係※1にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響※2を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※1 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人間関係を指す。

※2「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

この定義を踏まえ、個々の行為がいじめにあたるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立って行うことが必要である。また、いじめのおそれがある場合、その可能性を視野に入れて調査・指導を進める。さらに、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、管理職も含めて組織的に行う。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

4 いじめの多様な態様

いじめは、冷やかしかからかいなどから、犯罪行為として取り扱われるべきものまで多様であり、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものまで含まれる。国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国基本方針」）では、具体的ないじめの態様として、次のようなものが示されている。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

5 いじめの防止等に対する基本的な考え方

(1) いじめに対する姿勢

いじめは人権侵害にあたる重大な問題である。いじめられる側にも原因があるとか、成長の糧になるなどの考え方は、明らかな誤りであり、どのような社会においても「いじめは人間として絶対に許されない行為である」「見て見ぬふりをすることも同様に許されない」という一貫した強い姿勢が必要である。

(2) いじめの未然防止

いじめは「どの子どもにも、どの学校でも起こりうる。」ことを踏まえ、より本質的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としていじめの未然防止の取組を行っていくことが重要である。そして、全ての児童生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校においては、学校のいじめ防止等の対策のための組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）を中心に、教育活動全体を通じて人権意識を高め、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない。」ことへの理解を促し、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合い、困ったときに悩みを打ち明けられるような信頼できる人間関係を構築する能力の素地を養っていくことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、ストレスに適切に対処できる力を育むことも必要である。加えて、全ての児童生徒が安心できる、安全な生活空間・居場所としての学校づくり、自尊感情をもつことができ充実感が感じられる学校生活づくり

をしていかなければならない。そして、いじめについて心理、構造、法律の視点から道徳科や学級活動、体験学習等で具体的に学んでいく必要がある。

また、家庭や地域においては、就学前の段階を含めて、あたたかな関わりの中で豊かな心を育んだり、自他を尊重する態度を育てたりすることを通して、基本的自尊感情や人権感覚を培っていくことが必要である。

さらに、教職員による体罰や保護者による虐待、大人社会におけるパワーハラスメントやセクシャルハラスメントなどといった社会問題は、いじめを生み出す一つの要因という受けとめが必要である。他人の弱みを笑いものにしたたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人のふるまいが、子どもに影響を与えるという指摘があることを自覚する必要がある。大人自身が、襟を正し、子どもの手本となるよう人権意識を高めていく努力をしていくことの必要性を普及啓発していく必要がある。

(3) いじめの早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われる。いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提である。そのため、保護者や教職員をはじめとする大人は、児童生徒のささいな変化に気づく力を高めていかなければならない。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの視点をもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知していくことが必要である。

いじめの早期発見のため、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。また、地域や家庭においては、子どもにささいな変化があり、いじめが疑われるときは、学校等に速やかに相談・通報することが必要である。

(4) いじめへの対処

いじめに関する相談や情報提供があった場合、校長のリーダーシップのもと、学校いじめ対策組織を中心に、速やかに情報の収集と共有を進めて組織的に対応する。いじめがあることが認知された場合、また、疑われる場合、学校は直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する。事実確認と指導の経過やその後の状況は、教育委員会、いじめを受けた児童生徒とその保護者、いじめを行った児童生徒の保護者へ適切に連絡し、事案に応じて関係機関との連携を図っていかなければならない。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処のあり方について、理解を深めておく必要がある。また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が重要である。

さらには、教育委員会や学校は、いじめの事実関係の把握を速やかに行い、いじめを生んだ背景や要因を分析し、再発防止に向けて対策を講じていくことが必要である。

(5) 地域や家庭との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すためには、学校関係者と地域、家庭との連携が不可欠である。そのためには、PTA、放課後児童クラブ、スポーツ少年団等や地域の関係団体等と学校関係者がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校と地域が連携した「つろうて子育て協議会（注1）」や「学校運営協議会（コミュニティ・スクール）（注2）」を活用したり、子どもの相談を受ける役割を担う民間団体等との連携を図るなど体制を整備していく必要がある。

(6) 関係機関との連携

いじめの問題への対応については、その必要性に応じて関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局、民生児童委員協議会等）との適切な連携が必要である。警察や児童相談所等との適切

な連携を図るため、平素から、市や学校と関係機関の担当者の連絡会議の開催などにより、情報共有体制の構築を図らなければならない。

また、教育相談等を実施するにあたっては、必要に応じて医療機関などの専門機関と連携を図ったり、法務局など学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど、市や学校が関係機関と連携して取り組むことも重要である。

6 いじめの問題に対する役割

(1) 益田市

市は、法が示す基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、県や関係機関と協力しつつ、状況に応じて啓発や関係機関との連携などの施策を策定し、実施する。また、設置者として、いじめの問題に対して、学校への適切な指導・支援に取り組む。

(2) 学校

学校は、法が示す基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童生徒の保護者、地域住民、警察等関係機関との連携を図り、いじめの防止及び早期発見に取り組む。また、学校全体で人権教育や道徳教育、ふるさと教育などを通して豊かな心の育成を図り、授業や学校行事を通して、児童生徒が自尊感情を高められる活動を展開していく中で、児童生徒一人ひとりの人権感覚を養うとともに共同社会の一員であるという社会の形成者としての資質を育成する。当該学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。

(3) 保護者

保護者は、保護する子どもの教育について第一義的責任を有するものであって、その子どもがいじめを行うことがないように、子どもに対し、規範意識を養うための指導やその他の指導を行うよう努めるものとする。そのために、就学前の段階から、親子間のコミュニケーションを図るなど家庭での教育を通して自尊感情を高め、その保護する子どもがいじめを行うことがないように、いじめを傍観することのないよう、子どもの人権感覚を育てていく。

また、保護者は、その保護する子どもがいじめを受けた場合には、適切に子どもをいじめから保護するとともに、すみやかに学校や関係機関等に相談し、支援等を受けるものとする。いじめを受けている子どもを見たり、いじめを受けている事実を聞いたりした場合にも、すみやかに関係機関に相談するなど、必要な措置をとる。保護者は、国、県、市町村、学校が講じるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。

(4) 児童生徒

児童生徒は、いじめを行ってはならない。また、他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置してはならない。いじめを受けた場合、いじめを認識した場合は、担任、校内相談担当者や保護者や相談窓口（たとえば「いじめ相談テレフォン」「24時間子供SOSダイヤル」「ヤングテレホン/けいさつ・いじめ110番」や民間団体等）などに相談する。

(5) 地域

地域は、第1章第2項が示す基本理念にのっとり、「地域の子どもは、地域で育てる」という姿勢で、住民が一体となり学校と協力し、地域全体で子どもを見守る。声かけや地域行事への子どもの積極的参加を促すことを通して、自尊感情や人権感覚を育むとともに、あたたかいふれあいのある雰囲気やいじめを許さない雰囲気を醸成していく。

また、すべての年齢層を対象とした人権問題に関する多様な学習機会の提供などを通して、地域ぐるみで人権に関する理解や認識を深める取組を行う。

第2章 いじめ問題に対応するために設置する益田市の組織

1 「益田市いじめ問題対策連絡協議会」

法第14条第1項に基づき、学校におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、「益田市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例」（平成28年4月施行、以下「条例」という。）第3条第1項の定めるところにより、学校、教育委員会、福祉部局、児童相談所、法務局、警察、弁護士、医師、スクールカウンセラー（注3）、スクールソーシャルワーカー（注4）等に係る職能団体や民間団体等より構成される組織「益田市いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置する。この会は、学校におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体における情報を交換及び共有し、効果的な対応や施策について総合的に検討する。

2 「益田市いじめ問題対策委員会」

法第14条第3項に基づき、教育委員会と連絡協議会との円滑な連携の下に、学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うことを目的として、条例第9条の定めるところにより、「益田市いじめ問題対策委員会」（以下「対策委員会」という。）を設置する。この委員会は、いじめの防止に関する施策の推進を指導するとともに、個々の事案に関する情報の整理や対応の指導を行う。

また、対策委員会は、法第28条に規定する重大事態に係る調査を学校の設置者として教育委員会が行う際に、調査を行う組織とする。構成員は適切にいじめ問題に対処する観点から、専門的な知識及び経験を有する者の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努める。

第3章 いじめ問題に対応するための学校の方針と組織

1 学校いじめ防止基本方針の策定

法第13条に基づき、学校は、国、県、市の基本方針を参考にして、それぞれの地域性や校区の実情を踏まえ、学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容を「学校いじめ防止基本方針」として定めることとする。その際、学校いじめ基本方針は行動計画に近いものであることに留意し、できるだけ具体的にその取組を評価できるものとする。

具体的には次の内容を含むものとする。

- 1) 法に基づくいじめの定義
 - 2) 国基本方針に基づくいじめの態様
 - 3) 各学校のいじめの防止等の基本的な考え方
 - 4) いじめに関して児童生徒・学校・保護者の役割
 - 5) いじめ重大事態の際の対処
 - 6) 各学校のいじめの「未然防止」「早期発見」「事案対処」の方針や具体的取組、指導のあり方（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）
 - 7) いじめの防止のための具体的な指導計画（学校いじめ防止プログラム等の策定）
 - 8) 各学校の学校いじめ対策組織とその年間計画（年間計画の中には、学校いじめ防止基本方針が、当該学校の実情に即して適切に機能しているか点検できるPDCAサイクルを含むこと）
 - 9) いじめの早期発見の具体的方法と事案対処マニュアル
- ※7) 8) 9) は別添として作成してもよい。

なお、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けることとする。学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。各学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防

止等のための取組の改善を図る。

また、学校いじめ防止基本方針を策定するに当たっては、方針を検討する段階から保護者、地域住民、関係機関等の参画を得た学校いじめ防止基本方針になるようにする。これらの関係者と協議を重ねながら具体的ないじめ防止等の対策に係る連携について定める。また、児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校いじめ防止基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

さらに、策定した学校いじめ防止基本方針については、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

2 学校いじめ対策組織

学校は、法第22条に基づき、学校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員で構成される学校いじめ対策組織を設置する。必要に応じて、心理や福祉の専門家などの外部専門家、民生児童委員、主任児童委員、医師、警察官経験者等の外部専門家や地域の関係団体、民間団体等の参画を検討する。

学校が組織を設置するにあたっては、当該組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報が共有でき、共有された情報をもとに、組織的に対応できる体制とする。

第4章 いじめの防止等の施策といじめへの対処

1 いじめの未然防止

(1) いじめの防止に関する市の施策

市は、「益田市総合振興計画」「益田市『教育に関する大綱』」「益田市教育ビジョン」の施策や国や県の施策を活用し、市の児童生徒のこころの教育を推し進め、以下の施策を実施する。

ア 教育活動全体を通じて、人権教育や道徳教育、ふるさと教育などの充実を図るとともに、教職員の指導力の向上や、地域との連携を支援する。

イ 学校教育活動におけるキャリア教育を視野に入れた体験活動の推進を支援する。

ウ 「益田市生徒指導推進プラン」を作成し、共通した目標や方針のもと、生徒指導を進める。

エ 「アセス【学校環境適応感尺度】（注5）」を活用した集団や個人の状況把握と指導への活用を支援する。

オ ICT事業所に協力を求めながら、警察とも連携し、ネットいじめの防止の取組や啓発を進める。

カ いじめの防止や対応の確認に関する取組は、校長のリーダーシップのもと、学校いじめ対策組織を中心として、情報を共有しながら全教職員で協力し、学校全体で取り組むよう指導助言を行う。

キ 教職員のいじめ問題等に関する共通理解を図るため、市内の児童生徒を取り巻く状況や課題について情報を提供するとともに、いじめへの対応について「生徒指導提要」や「いじめ問題対応の手引き」（島根県教育委員会作成）等を活用するなどして指導助言を行う。

ク スクールソーシャルワーカーの派遣を、学校の要請をもとに必要に応じて受け付ける。関係諸機関からの資料や情報を学校に提供し、学校と諸機関の連携が円滑に進むよう助言や支援を行う。

ケ 各地区に設置された「つろうて子育て協議会」を学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する活動の場として設定する。その上で、地域ぐるみで子どもを育む機運の醸成を進め、教育と子育て支援の一体化を進めることで、多くの大人がモデルとなって子どもの成長に関わることができるようにする。

コ 幼児期は、親などの関わりを中心に、人に対する基本的信頼と愛情を育みながら、物事への認知や情緒を発達させ人格を形成していく礎となり、基本的生活習慣の基礎を築く時期である。

市は、いじめの防止に向けて、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気

持ちを持って行動できるよう、幼児教育の充実にに向けた支援体制の整備に取り組む。

(2) 学校におけるいじめの防止の基盤

学校現場における、いじめの防止の基盤となるのは、児童生徒が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安全で安心して学校生活を送ることができ、授業や行事に主体的に参加、活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。

また、学校の教育活動全体を通じて、児童生徒が自尊感情を高められるような活動を工夫するとともに、児童生徒が互いに人権を尊重し合える支持的な風土の醸成を図る。

(3) 学校で推進するいじめの防止の取組

ア 学校の教育活動全般において、人権教育や道徳教育の充実に図るとともに、将来、社会人となる児童生徒が良好な人間関係を構築でき、すべての児童生徒の存在をありのままに大切にする学級・学校づくりに向けて発達支持的生徒指導を推進することが必要である。

市は、県と連携して人権教育や道徳教育等に関する教職員の指導力向上のための施策を推進し、地域教材の作成や外部講師の活用をはじめとする取組を支援する。また、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、道徳教育等に関する教職員の指導力向上と各地域の実態に応じた道徳教育等の推進を支援する。

イ 児童生徒の活動、実践の場として、キャリア教育を視野に入れた体験活動を計画的に推進する。

ウ 学級のアンケートやアセスも活用し、特別活動を活かして、集団への指導を工夫する。さらに、学級会や児童会・生徒会などの自主的で自治的な組織における活動を通して、主体的な取組を育てる。

エ 児童生徒がインターネット等を通じて行われるいじめに巻き込まれないように、情報リテラシー教育を計画的に推進する。SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などを利用したいじめの防止のために、ICT関連の事業所にも理解・協力を求めながら、情報リテラシーを身に付けさせるための教育の充実等を図るとともに保護者への啓発を行う。インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため児童生徒が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものである。また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。学校は、児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害にあたり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。

オ いじめの防止に向けた教育については、全ての児童生徒が「いじめをしない」態度や力を身に付けるような働きかけを心理、構造、法律の視点から道徳科や学級活動、体験学習等で具体的、計画的に学べるようにする。

カ 校内の研修では、教職員のいじめ問題等に関する認識の共有を図るため、児童生徒を取り巻く状況や課題について情報を共有するとともに、いじめへの対応について「生徒指導提要」や「いじめ問題対応の手引き」を活用することを通して教職員等の資質能力の向上を図り、すべての教職員の共通理解を図るため、毎年、いじめの問題に関する校内研修を実施する。

キ 外部の専門家を活用するなどして啓発活動や集会活動などを実施する。それぞれの機関からの資料や情報を提供し、いじめの相談につながる相談窓口について周知を徹底する。

ク 小中学校間の連携を一層進めると共に、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築し、多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにする。

なお、学校はこれらの取組を実践化するため、校長のリーダーシップのもと、学校いじめ対策組織が中心となり、学校いじめ防止基本方針を作成し、いじめの未然防止に努めることとする。

(4) 特に配慮が必要な児童生徒への対応

以下に掲げた例をはじめとして、児童生徒本人の事情や、家庭の事情等に照らして学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に児童生徒の様子を学校全体で把握し、その特性や状況を踏まえた適切な支援や指導を行うとともに、保護者や家庭等との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に実施する。また、異なる校種間の連携をさらに進め、配慮が必要な児童生徒について情報共有を行う。

ア 発達障がいを含む、障がいのある児童生徒が関わるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。

イ 海外から帰国した児童生徒や外国にルーツのある児童生徒、及び国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、児童生徒、保護者等の外国にルーツのある児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

ウ 性別不合や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性的不合や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解促進や、学校として必要な対応について周知する。

エ 震災等で被災した児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

オ 感染症についての不安から、その感染者や回復者、その家族や関係者及び医療従事者等感染症にかかわる人々に対する差別や偏見が児童生徒のいじめにつながることはないよう、教職員が正しい情報のもと、適切な指導ができるようにする。その上で、学校では児童生徒に対して感染症についての理解を促進するとともに、児童生徒が学校生活に不安を感じた時に相談できるよう、いじめの起きない環境づくりといじめの早期発見に努める。

(5) 保護者の責務

保護者は学校等が行ういじめの防止の取組に協力する。

また、保護者は子どもが使用する情報端末（スマートフォンやゲーム機等）についてフィルタリング等の設定を行うこと（ペアレンタルコントロール）でネット環境を整えるようにする。

2 いじめの早期発見の取組

(1) いじめの早期発見のための市の施策

市は、国や県と連携し、あるいは事業を活用して、次のような施策を行う。

ア 教職員と児童生徒との関わりを支援するために、必要な研修を実施したり啓発活動を行ったりする。

イ 各校の相談体制の充実について指導するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用について支援や指導を行う。

ウ アセスの実施や効果的な分析について指導支援を行う。

エ 各種相談機関の相談窓口についてチラシや1人1台端末等を利用して周知する。

オ 保護者や地域との懇談、連絡会、個別支援検討会議などへの参加と情報交換を通して児童生徒の学校内外の様子を把握する。

(2) 学校における早期発見のあり方

学校は、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で適切に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。な

お、ささいな兆候の中には児童生徒間の人間関係に関する悩みや不安も含むことに留意する。また、児童生徒や保護者等から訴えがあった場合は、その訴えを真摯に受けとめ、丁寧に聴いていくことでいじめの早期発見につなげる。

(3) 学校に求めるいじめの早期発見の取組

- ア 日頃の学校生活を通して児童生徒との信頼関係を構築する。また、児童生徒の生活記録や連絡帳などの指導を通して児童生徒の心情理解に努める。
- イ 定期的な教育相談の機会を確保し、方法についても工夫を図る。
- ウ アセスや学校が独自に行うアンケート調査を通して児童生徒の実態把握や現状分析に努める。
- エ 各種相談機関の相談窓口などについて周知を進めるとともに、適切な利用について指導する。
- オ 保護者や地域との懇談、連絡会などを通して児童生徒の学校内外の様子を把握する。
- カ 児童生徒の情報端末の利用状況を定期的に実態調査する。

3 いじめへの対処

(1) 学校での対処

教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに校長及び学校いじめ対策組織に対して当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。

その際、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒に対しては、安全を確保し、いじめから守ることが大切であり、いじめを行った児童生徒に対しては、社会性の向上等、人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

ア いじめの発見、通報を受けたときの対応

発見・通報・相談を受けた教職員は、速やかに校長及び学校いじめ対策組織に報告する。その後は、当該組織が中心となり、関係児童生徒から情報を収集し、事実確認を行う。その際、組織としての対応を適切に記録すると共に、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ関係機関との連携を行う。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校いじめ対策組織で組織的に行う。

また、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるとき（インターネット上での誹謗中傷、児童ポルノ関連のいじめ被害も含む）は、学校はためらうことなく警察と相談して対処する。特に、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察に通報し、適切に援助を求める。

イ いじめを受けた児童生徒又はその保護者への支援

学校は、いじめを受けた児童生徒に対し、いじめによる心の傷を癒す、不安を取り除くなど心のケアを最優先とし、心の安定の回復に向けた配慮のもと可能な範囲で、聴き取り等のあり方を検討する。また、いじめを受けた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）との人間関係を築くことが大事である。なお、学校へ登校することを無理強いすることなく、家庭で過ごす時間を大切にしたり、必要に応じて、学校外の居場所、学びの場を紹介するなどしたりして、当該児童生徒に継続的に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた児童生徒の保護者に対しては、事実関係の報告や当該児童生徒への対応等についても情報を共有する。当該児童生徒や保護者の状況に応じて、心理や福祉の専門家、民生・児童委員、弁護士、教員経験者・警察官経験者等の外部専門家や地域の関係団体、民間団体等の協力も得ながら継続的な支援を行う。

ウ いじめを行った児童生徒又はその保護者への助言

いじめを行ったとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめを行ったことが確認された場合、学校は指導を加えていじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。いじめを行った児童生徒への指導に当たっては、必要に応じて、懲戒や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行う。また必要であれば、教育委員会に対し、出席停止の措置について相談する。一方で、いじめを行った児童生徒が抱える問題などいじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の健全な人格の発達に配慮する。また、当該児童生徒に心理的な孤立感・疎外感を与えることがないよう適

切な教育的配慮を行う。そして、いじめを行った児童生徒の保護者に対して事実関係を連絡し、学校の指導について理解を得た上で協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。なお、いじめを行ったとされる児童生徒に発達等、特別な配慮が必要な場合は、個別の教育支援計画や個別の指導計画を踏まえた上で、合理的かつ適切な指導について特に留意する。

エ いじめが起きた集団への働きかけ

学校はすべての児童生徒が集団の一員として互いを尊重し認め合う人間関係を構築し、安全・安心が確保されている集団づくりを進めていくことが大切である。また、いじめの現場にいわせた児童生徒に対しては、事実確認の過程で自身と事象の関わりを振りかえらせ、その状況に応じた指導を行う。

オ インターネット上のいじめへの対応

学校は、児童生徒がインターネット上のいじめに巻き込まれていないか定期的なアンケートや教育相談を通して把握に努めるなど、早期発見のための取組を推進する。インターネット上の不適切な書き込み等を把握した場合には、被害の拡大を避けるための措置をとる。その際、必要に応じて警察や法務局等と適切な連携を図る。

カ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して、学校いじめ対策組織で組織的に判断する。

1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上のものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。教職員は、相当の期間（3か月を目安）が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

キ 学校相互間の連携体制の整備

学校は、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合（学校種が異なる場合や転出・転入等も含む）、教育委員会の支援を受けながら学校同士で情報共有を図り、いじめを受けた児童生徒、その保護者やいじめを行った児童生徒、その保護者に適切に支援、指導や助言ができるよう、学校相互間の連携・協力を行う。

(2) 保護者の対処

保護者は子どもがいじめを受けた場合は、子どもを保護する。また、いじめを受けた場合もいじめを行った場合も、保護者はいじめの解決に向けて学校と協力して子どもを指導・支援する。

また、子どもが使用する情報端末（スマートフォンやゲーム機等）がいじめに関わるとき、その記録の削除等の対応を責任もって行う。

4 その他の留意事項

(1) 組織的な体制整備

ア 学校は、いじめへの対応については、学校いじめ対策組織を中心として、特定の教職員が抱え込むのではなく、校長のリーダーシップのもと情報を共有しながら、学校全体の問題として組織的に取り組む。

- イ 教職員による教育指導のあり方が、いじめを誘発したりいじめを深刻化させたりする要因となることもあるため、そのようなことがないよう教職員の教育指導のあり方を学校全体で定期的に点検・反省し、教職員の人権意識を高めるよう校内研修等に取り組む。
- ウ 学校自体の雰囲気、児童生徒にとって居心地の良さや自己肯定感・自己有用感を感じにくいような息苦しさがあると、いじめを誘発する可能性も懸念されるため、温かい学校、温かい学級づくりに学校全体で取り組む必要がある。

(2) 関係機関との連携

いじめ問題への対応においては、いじめの態様や効果的な指導を行う観点から、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局、民生児童委員協議会等）との適切な連携が必要である。円滑な連携を図るため、平素から、学校や教育委員会と関係機関の担当者との情報交換や連絡会議の開催などにより、情報を共有できる体制の構築を図る。

特に、学校と警察は児童生徒を加害に向かわせず、被害に遭うことから防ぐ、被害の拡大等を防ぐ等、児童生徒の健全な育成の観点からお互いが重大なパートナーであることを認識し、日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制を構築する。その上で、重大ないじめ事案等における警察との連携について、あらかじめ保護者に周知しておく。

さらに、教育相談の実施にあたっては、医療機関などの専門機関や、教育センターや児童相談所などの相談窓口についても必要に応じて児童生徒や保護者へ周知する。

(3) 法や市基本方針の理解増進等

保護者など市民に広く、いじめの問題やこの問題への取組についての理解を深めるべく、PTA や地域の関係団体等との連携を図りながら、法や市基本方針等の趣旨及びそれらに基づく対応に係る広報啓発を充実する。

第5章 重大事態への対処

1 重大事態の意味

法第28条と国基本方針に基づき、教育委員会及び学校は次に示す場合を、いじめの重大事態と受け止め、第2項及び第3項に示すとおり適切に対応する。なお、重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識する。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・児童生徒が自死を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 など

イ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。（「相当の期間」については、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席するような場合には、目安にかかわらず、適切に判断する。）

ウ なお、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと報告・調査等にあたるものとする。

2 重大事態の報告

教育委員会及び学校が第5章第1項で示された重大事態にあたるかと判断した場合、教育委員会はすみやかに市長及び教育委員に報告する。

3 重大事態への対処

学校において重大事態が発生した場合、市は以下により、適切に対応する。

併せて、令和6年8月に文部科学省が改訂した「いじめの重大事態調査に関するガイドライン」も参照する。

(1) 調査の趣旨及び調査主体について

教育長は、重大事態発生の報告を受けて、その事案の調査を行う主体やどのような調査組織にするかについて判断する。

調査は学校が主体になって行う場合と、教育委員会が主体になって行う場合が考えられる。学校が主体になって行う場合に、重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会が主体となって調査を行う。調査はいずれの場合も主体となる組織の判断に基づき、教育委員会と学校が連携して進めるものとする。

なお、第5章第1項イに示された、いわゆる不登校重大事態については、原則として学校が主体で調査を行うこととする。ただし、従前の経緯や事案の特性、対象児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、調査目的を達成できないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあると教育委員会が判断する場合には、教育委員会が主体で調査する。

(2) 重大事態を調査する組織

調査を行う組織については次のとおりとする。どの方式とするかについては、事案の特性等を踏まえて調査主体において判断する。

ア 教育委員会が主体になって行う場合

① 教育委員会方式

- ・教育委員会の指導主事等学校の設置者の職員のほか、必要に応じて、弁護士、医師、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家が参画した調査組織。
- ・公平性・中立性を確保する観点から、第三者性が確保された調査組織となるよう努めることとする。

② 第三者委員会方式

- ・全ての調査委員が第三者で構成された調査組織。
- ・対策委員会がこれを担当する。
- ・事務局機能（例えば、調査委員会の会場確保や調査委員の日程調整、聴き取りを実施した場合の反訳作業等）は教育委員会が担う。

イ 学校が主体になって行う場合

① 学校いじめ対策組織方式

- ・各学校に設置されている学校いじめ対策組織の職員のほか、必要に応じて、弁護士、医師、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家が参画した調査組織。

② 第三者委員会方式

- ・全ての調査委員が第三者で構成された調査組織。
- ・事務局機能は、学校内において重大事態と直接関係のない職員が担う。

(3) 調査組織の構成の検討

重大事態調査の調査組織の構成は、従前の経緯や事案の特性等を踏まえつつ、公平性・中立性を確保し、客観的な事実認定を行うことができる体制を検討する。

また、調査組織の委員の専門領域や必要な人数については、事案の特性等を踏まえ、調査主体に

において判断する。その際に下記（６）と併せて検討を進めることとする。

事案の特性等を踏まえることについては、例えば、少なくとも以下のような事案においては、専門的見地からの詳細な事実関係の確認や調査組織の公平性・中立性を確保する必要性が高く教育委員会が主体の第三者方式によって調査を行う。

- ① 児童生徒が死亡しており、自死又は自殺が疑われる重大事態
- ② 児童生徒間で被害と加害が錯綜しているなど事案が複雑であり、詳細に事実関係を明らかにすることが難しい重大事態
- ③ これまでの経緯から学校の対応に課題があったことが明らかであるなど学校と関係する児童生徒の保護者等との間に不信感が生まれてしまっている重大事態

なお、専門家及び第三者については、次の考え方とする。

「専門家」とは、法律、医療、教育、心理、福祉等の専門的知識及び経験を有するものであり、具体的には、弁護士や医師、学識経験者、心理・福祉の専門家等が想定する。

「第三者」とは、「当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者」とする。「当該いじめ事案の関係者」とは、重大事態が発生した学校関係者や関係する児童生徒・保護者を指す。

なお、専門家を調査組織に加える場合には、原則として職能団体や大学、学会等に対して、直接の人間関係又は特別の利害関係がない公平・中立的な専門家の推薦を依頼し、任命する。

（４）重大事態の調査内容

重大事態の調査においても、いじめを受けた児童生徒や情報を提供した児童生徒を守ることに十分配慮する。

重大事態の調査では、重大事態に至る要因となつたいじめの行為が、いつ、だれから行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にするために、組織的に調査を実施し、結果を教育長が市長に報告する。

質問紙等の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査対象となる児童生徒やその保護者にその旨を説明する等の措置をする。

なお、警察においても捜査（調査）が行われる場合は、相互の緊密な連携に努めるとともに、児童生徒から聴き取りを行うにあたっては、警察等との相談の上、その心情の理解や負担の軽減に努める。

（５）事実関係を明確にするための調査の実施

ア いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

調査において、いじめを受けた児童生徒からの聴き取りができる場合には、その児童生徒や情報を提供した児童生徒を守ることを最優先に考えて行う。

児童生徒の心身の状態などを考慮し内容や方法について配慮する。聴き取り調査では事実の確認とともに、いじめを受けた児童生徒の事情や心情も聴取し、状況に合わせた継続的なケアを行い、その後の支援につなげていく。

イ いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめを受けた児童生徒からの聴き取りができない場合には、当該児童生徒の保護者の意見等を十分に聞き、協議した上で、調査に着手する。特に児童生徒の自死という事態が起こった場合には、事実究明とその後の自死防止に資する観点から、自死の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに十分配慮する。

（６）児童生徒及び保護者に対する適切な情報提供

調査実施前に、被害児童生徒・保護者に対して以下の1)～6)の事項について説明を行い、その意向を聴き取る。

- 1) 調査の目的・目標
- 2) 調査主体（組織の構成、人選）
- 3) 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）
- 4) 調査事項（いじめの事実関係、学校の設置者や学校の対応等）・調査対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員の範囲）
- 5) 調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順）
- 6) 調査結果の提供（被害者側、加害者側に対する提供等）

調査主体の説明を行う中で、被害児童生徒・保護者から構成員の職種や職能団体について要望があり、構成員の中立性・公平性・専門性の確保の観点から、必要と認められる場合は、教育委員会及び学校は調整を行う。

また、教育委員会及び学校は、当該事案に関係する児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、経過報告も含めて、適時・適切な方法で説明を行い、その意向を聴き取る。個人情報の提供にあたっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する必要があるが、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠ることがあってはならない。

(7) 調査結果の報告

調査の結果については、教育委員会を通じて市長に報告する。いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文章の提供を受け、調査結果に添える。あわせて、教育委員会会議及び総合教育会議において議題として取り扱う。

(8) 調査報告を受けた市長による再調査及び措置

法第30条第2項に基づき、市長は報告を受けた後、教育委員会又は学校による当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、再調査（法第28条第1項の規定による調査の結果についての調査）を行う。

再調査を行う必要があると考えられる場合としては次のとおりである。

- ① 調査を取りまとめた後、調査結果に影響を及ぼし得る新しい重要な事実が判明したと市長が判断した場合
- ② 事前に対象児童生徒・保護者と確認した調査事項又は調査中に新しい重要な事実が判明した事項について、市長が十分な調査が尽くされていないと判断した場合
- ③ 調査組織の構成について、市長が明らかに公平性・中立性が確保されていないと判断し、かつ、事前に対象児童生徒・保護者に説明していないなどにより対象児童生徒・保護者が調査組織の構成に納得していない場合

この再調査は、条例第15条により設置される「益田市いじめ問題調査委員会」（以下「調査委員会」という。）がその任にあたる。「調査委員会」は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）によって調査、報告にあたり、当該調査の公平性・中立性を図るよう努める。

なお、再調査は、重大事態調査の調査結果について調査を行うものであるから、再調査を行う調査組織において、最初に、再調査を行うに至った調査報告書の不十分な点について洗い出し、再調査において改めて調査を行う項目、観点を整理する。対象児童生徒・保護者が所見書を提出している場合には、その内容も踏まえる。

再調査の進め方、児童生徒や保護者への説明等については、(4)、(5)、(6)に準じる。

その調査の結果については、法第30条第3項に基づき、議会に報告する。その内容については、個々の事案に応じ、適切に設定することとする。その際は個人のプライバシーに対して配慮す

る。

(9) いじめを受けた児童生徒のために必要な措置

教育委員会は、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするため、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法第35条第1項の規定に基づき、当該児童生徒の出席停止を命ずる等、適切な対応が考えられる。その際、文部科学省からの通知と「益田市立小中学校管理規則」第14条を参酌して適切に運用する。

(10) 再発防止の措置

教育委員会は、調査や再調査の結果を踏まえ、いじめの再発防止に向けて、いじめの起こった学校への指導・助言を含め、適切な措置を講ずる。

(11) 教育委員会から国への報告

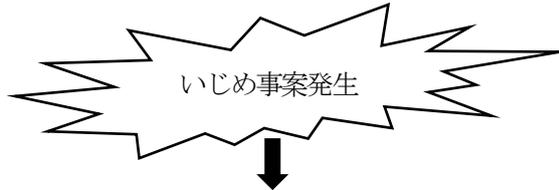
教育委員会は、重大事態の認定時、調査着手時、調査終了後（再調査も同様）に、島根県教育委員会を通じて文部科学省に報告する。

(12) 重大事態調査結果の公表

いじめの重大事態に関する調査結果を公表するか否かは、教育委員会が、調査組織並びに警察等関係機関と相談の上、事案の内容や重大性、被害児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して公表内容等を含め判断する。その際は、公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認する。また、報道機関等の外部に公表する場合は、他の児童生徒又は保護者等に対して、可能な限り、事前に調査結果を報告する。

4 重大事態対応のフロー図

【学校】

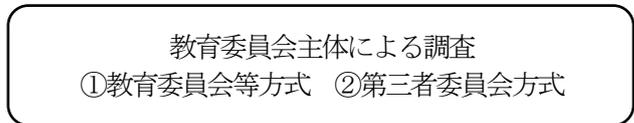
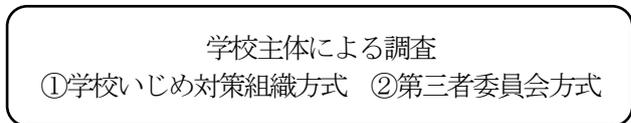
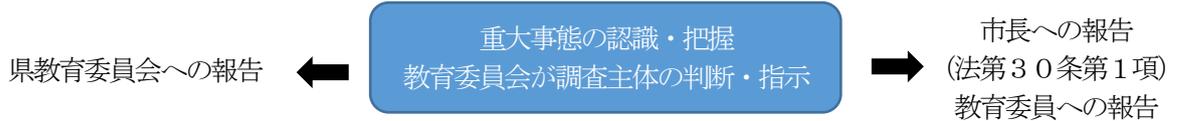


学校におけるいじめ防止の組織による対応 (法第22条)

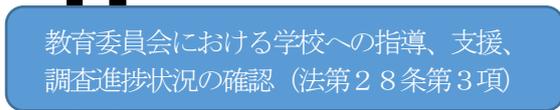
【教育委員会】

教育委員会への事案確認の報告 (法第23条第2項)

教育委員会へ重大事態の報告 (法第30条第1項)

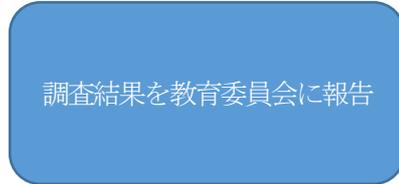
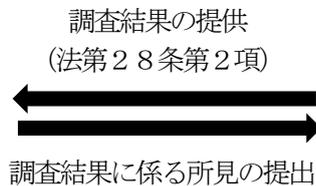


県教育委員会への調査開始報告



(法第14条第3項)
(法第28条)

被害児童生徒及び保護者
(関係児童生徒及び保護者)
に対する情報提供
(法第28条第2項)

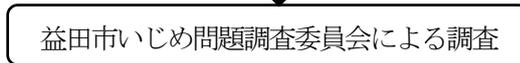


【市長】

→ 県教育委員会への調査結果報告



(法第30条第2項)



- 国への報告
- ・ 県教育委員会は文部科学省に報告
 - ・ 文部科学省は子ども家庭庁と情報を共有する
 - ・ 文部科学省、子ども家庭庁が県教委へ助言等を行う



第6章 いじめ防止基本方針の評価と見直し

1 益田市いじめ防止基本方針の評価と見直しについて

市のいじめの防止及び、早期発見・対処の取組に関して、連絡協議会において年度ごとに内容を検討する。また、市基本方針の内容についても、連絡協議会での話し合いをもとに見直しを重ねる。

2 学校いじめ防止基本方針の見直しと評価について

各学校は、いじめの防止の取組が、着実に成果を上げているかどうかについて、日常的に児童生徒の様子、定期的なアンケート調査や児童生徒の欠席日数などで把握する。また、学校いじめ対策組織や職員会議、学校評価において定期的に評価し、組織的・計画的にPDCAサイクルに基づく取組を継続する。

なお、いじめ問題への対応や学校の評価に関して情報提供の際には、個人のプライバシーに対して配慮する。

《 文中注釈 》

注1 つろうて子育て協議会

地域学校協働本部のこと。益田市においては、「つろうて子育て」を合言葉に、健やかで心豊かな「益田っ子」の育成に取り組むために13地区で設置し、「学校」「家庭」「地域」が子育てパートナーとして手をつなぎ、地域ぐるみで小・中学校の教育活動のさらなる充実を目指している。

注2 学校運営協議会

コミュニティ・スクールにおいて、保護者や地域住民が学校運営に参画するための協議会のこと。学校運営に地域の声を積極的に反映させ、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めることができる。

注3 スクールカウンセラー（SC）

心理の専門的知識、技術を活用し、児童生徒の悩みや不安を受け止めて相談にあたり、関係機関と連携して必要な支援をするための心の専門家。

注4 スクールソーシャルワーカー（SSW）

社会福祉の専門的知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援をする専門家。

注5 アセス【学校環境適応感尺度】

栗原慎二氏らによって開発されたアンケートを利用した適応感分析尺度。個人の状態、学級集団の状態、学級集団と個人との関係を把握し、個人や集団の状態を推測した上で、組織的な分析や対策的実践につなげている。